

令和6年度小国町住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅の質の向上及び波及効果による経済の活性化を図るとともに、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、又は地震による家屋倒壊から命を守ることを目的とし、その交付等に関しては、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成2年小国町規則第10号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 小国町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。この場合において、所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - エ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 住宅等 住宅並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) リフォーム等工事 別表第1から別表第5までに掲げる工事及び次の各号のいずれかに該当する工事であって次条に定める要件に該当するものをいう。
 - ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）
- (4) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。
- (5) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (6) 町内業者 小国町内に住所を有する個人事業者又は法人事業者をいう。
- (7) 移住世帯 平成31年4月1日以降に山形県外から小国町に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県の各県に限る。）に居住しており、平成31年3月31日までの間に小国町に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を当

該市町村へ提出した世帯員がいる世帯をいう。

(8) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。

(9) 子育て世帯 平成18年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

(補助対象工事)

第3条 事業の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 工事費が10万円以上であること。

(2) 補助金申請年度の1月末日まで完了する工事であること。

(3) リフォーム等工事のうち別表第1から別表第5までの右欄に定めるところにより付した点数の合計が10点（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点）以上となる工事であること。

(4) リフォーム等工事の施工にあたり、県内業者（別表第1に掲げる工事を含むリフォーム等工事（以下「減災対策工事」という。）を施工する場合を除く。）と請負契約を締結するものであること。

(5) 補助金申請前に工事を着工していないこと。

(6) 申請者に町税等の滞納がないこと。

(交付対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 一戸建ての住宅等

(2) マンション等の共同建ての住宅及び長屋建ての住宅（ただし、居住の用に供する専有部分を交付対象とする。）

(3) 併用住宅（ただし、住宅部分のみを交付対象とする。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる補助区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯が行うリフォーム等工事に要する費用の15%に相当する額又は15万円のいずれか低い額。ただし、リフォーム等工事の施工に当たり、町内業者と請負契約を締結する場合は、リフォーム等工事に要する費用の30%に相当する額又は30万円のいずれか低い額とする。

(2) 前号以外の世帯が行うリフォーム等工事に要する費用の10%に相当する額又は12万円のいずれか低い額。ただし、リフォーム等工事の施工に当たり、町内業者と請負契約を締結する場合は、リフォーム等工事に要する費用の20%に相当する額又は24万円のいずれか低い額。

(3) 減災対策工事 リフォーム等工事に要する費用の80%に相当する額又は30万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定のリフォーム等工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

- 3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 減災対策工事及びその他のリフォーム等工事に対する補助金の交付は、令和6年4月15日以降に着手され、令和7年1月31日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、それぞれ1回に限るものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金等交付申請書の提出期限は、工事着手の30日前とし、交付申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 工事点数表(チェックリスト)
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 図面(工事箇所がわかるもの)
- (7) 工事着工前写真
- (8) 申請者の納税証明書(納付状況が確定している最新年度分)
- (9) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象工事の変更
 - (2) 補助金の額の増加
 - (3) 補助金の額の20パーセントを超える減少
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、町長の承認を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第4号)に前条第1項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止について小国町長(以下「町長」という。)の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止承認申請書(様式第5号)を町長に提出し承認を受けなければならない。

(補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 申請者は、事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書(様式第6号)を町長に提出し指示を受けなければならない。

(決定通知書)

第10条 補助金交付の可否の決定通知は、小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(実績報告)

第11条 補助金等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1ヶ月を経過する日または令和7年2月10日のいずれか早い日とし、実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書(様式第2号)
- (2) 写真(工事中及び工事完了後)
- (3) 請求書のコピー
- (4) 領収書のコピー
- (5) 補助金入金口座確認書(様式第9号)
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(確定通知書)

第12条 交付すべき補助金の額の通知は、小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(指導監督等)

第14条 町長は、事業の円滑な遂行を図るため、必要があるときは、申請者に対し指示をし、または、内容について調査することができる。

(書類の提出数等)

第15条 この要綱に基づき申請者が町長に提出する書類は、各1部とし、提出先は小国町地域整備課とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

工事内容	点数
1-1 住宅内に防災ベッドを設置する工事	10点/箇所
1-2 住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所
1-3 居室部分を補強する工事	10点/箇所

注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

別表第2

工事内容	点数
2-1 やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
2-2 外部に面する住宅の開口部に別表第6(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所
2-3 熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第6(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²
2-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

別表第3

工事内容	点数
3-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
3-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
3-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10点/m ² 10点/箇所 2点/箇所 3点/箇所
3-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ² 10点/箇所 10点/箇所
3-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	

(1) 長さが100cm 以上の手すりを取り付けるもの	2点/m
(2) 長さが100cm 未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所
3-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	
(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²
(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は 2点/箇所
3-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所
(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所
(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所
ロ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所
ハ イ及びロ以外のもの	2点/箇所
3-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
3-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

別表第4

工事内容	点 数 点数
4-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所
(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m 未満は5点、累計5m 以上は10点
(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1階分につき5点
4-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所

(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
4-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第5

工事内容	点数
住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³

別表第6

(1) 別表第2で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率 (W/m ² ・K)
外窓交換	3.5以下
内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

(2) 別表第2で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値(m ² ・K/W)
屋根	4.6以上
天井	4.0以上
外壁	2.2以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上

様式第 1 号

令和 年 月 日

小国町長 仁科 洋一 殿

申請者 住 所
氏 名

※氏名を自署してください。

本人が手書きしない場合は、記名押印
してください。

電 話 — —

※携帯等、日中連絡の取れる電話番号

令和 6 年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書

令和 6 年度において小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金について、
円を交付されるよう、小国町補助金等の適正化に関する規則第 5 条及
び令和 6 年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により関
係書類を添付して申請します。

添付書類 事業計画書（様式第 3 号）
工事点数表（チェックリスト）
工事見積書の写し
工事請負契約書の写し
図面（工事箇所がわかるもの）
工事着工前写真
申請者の納税証明書（納付状況が確定している最新年度分）
その他町長が必要と認める書類
※県産木材使用量計算書（県産木材使用工事の場合）

様式第2号

令和 年 月 日

小国町長 仁科 洋一 殿

申請者 住所
氏名

※氏名を自署してください。
本人が手書きしない場合は、記名押印
してください。

電話 — —

※携帯等、日中連絡の取れる電話番号

令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け地整発第 号で交付決定通知のあった小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 工事期間 着工： 令和 年 月 日
完成： 令和 年 月 日

2 補助対象工事費 円

3 添付書類 写真（工事中及び工事完了後）
請求書のコピー
領収書のコピー
その他町長が必要と認める書類
※補助金入金口座確認書
※住民票謄本の写し（移住・子育て世帯）
※戸籍謄本の写し（新婚世帯等）
※県産木材使用量計算書、「やまがたの木」販売管理票の写し
（県産木材使用工事の場合）

様式第3号

事業計画書

1 交付申請額の算出

該当項目の に を記入ください。

補助タイプ	種別	要件	施工業者
<input type="checkbox"/> 一般リフォーム支援分	<input type="checkbox"/> 一般世帯	<input type="checkbox"/> 寒さ対策・断熱化 <input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 町内業者 補助率20% (24万円上限) <input type="checkbox"/> 町外業者 補助率10% (12万円上限)
<input type="checkbox"/> 持ち家リフォーム支援分	<input type="checkbox"/> 移住世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 (ひとり親含む)	<input type="checkbox"/> 克雪化 <input type="checkbox"/> 県産木材使用	<input type="checkbox"/> 町内業者 補助率30% (30万円上限) <input type="checkbox"/> 町外業者 補助率15% (15万円上限)
<input type="checkbox"/> 減災対策		<input type="checkbox"/> 減災対策	補助率80% (30万円上限)

< 補助対象工事費 >

< 補助率 >

< 補助金申請額(上限額まで) >

_____ 円 × _____ % = _____ 円

※補助金は千円未満切り捨て

2 工事の内容

工事の場所	小国町大字		
施工業者 <input type="checkbox"/> 町内 <input type="checkbox"/> 町外	住所		
	名称 氏名	電話	
工事期間	着工	令和	年 月 日 (予定)
	完成	令和	年 月 日 (予定)

様式第4号

令和 年 月 日

小国町長 仁科 洋一 殿

申請者 住所
氏名

※氏名を自署してください。
本人が手書きしない場合は、記名押印
してください。

電話 — —

※携帯等、日中連絡の取れる電話番号

令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け地整第 号で交付決定通知を受けた令和3年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金については、下記のとおり変更交付されるよう関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助事業の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 補助金変更交付申請額 円
内訳 既交付決定額 円
今回変更増減額 円
- 5 添付書類 事業計画書
工事見積書の写し
契約書等の写し
工事点数表(チェックリスト)
図面

様式第5号

令和 年 月 日

小国町長 仁科 洋一 殿

申請者 住所
氏名

※氏名を自署してください。
本人が手書きしない場合は、記名押印
してください。

電話 — —

※携帯等、日中連絡の取れる電話番号

補助事業中止承認申請書

令和 年 月 日付け地整発第 号で交付決定通知のあった事業について中
止したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称 令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業
- 2 中止の理由
- 3 中止に係る事業の内容及び金額

様式第6号

令和 年 月 日

小国町長 仁科 洋一 殿

申請者 住所
氏名

※氏名を自署してください。

本人が手書きしない場合は、記名押印
してください。

電話 — —

※携帯等、日中連絡の取れる電話番号

補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け地整発第 号で交付決定通知のあった事業について、
その状況に関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の名称 令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業

2 補助金の交付決定額及び支出済額

交付決定額 千円

3 事業の遂行状況

※事業の遂行状況には、事業が予定期間内に完了しないと見込まれる理由又は事業の遂行
が困難となった理由を明記すること。

様式第7号

地整発第 号
令和 年 月 日

申請者
小国町大字

殿

小国町長 仁科 洋一

令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金については、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成2年小国町規則第10号）及び令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額は、金 円とする。
- 2 補助金交付条件
 - (1) 申請者は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - ア 要綱第7条第1項各号に定める変更をしようとする場合
 - イ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 申請者は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告をしてその指示を受けなければならない。
 - (3) 申請者は、事業完了後1ヶ月を経過する日または令和7年2月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

様式第8号

地整発第 号
令和 年 月 日

申請者

小国町大字

殿

小国町長 仁科 洋一

令和6年度小国町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のありました令和6年度小国町住宅リフォーム総合
支援事業費補助金の交付について、下記のとおり交付額を決定したので通知いたします。

記

補助金確定交付額

金 円

様式第9号

別添（実績報告添付用）

補助金入金口座確認書

※ 申請者名義の口座を記載ください。

フリガナ 債権者名								
住所	〒999- 小国町大字							
電話番号	0238- -							
金融機関	銀行 農業協同組合 県信連 信用組合 信用金庫 労働金庫							支店
口座番号	1. 普通	2. 当座						
口座名義 (カナ)								

申請者氏名
